

保育所等訪問支援

令和6年4月報酬単価

保育所等訪問支援給付費 1,071 単位

令和4年10月報酬単価

保育所等訪問支援給付費 1,035 単位

保育所等訪問支援

令和6年4月報酬単価

廃止		
児童発達支援管理責任者が基準に満たない場合		
4月目まで	70 %	
5月目以降	50 %	
通所支援計画未作成減算		
2月目まで	70 %	
3月目以降	50 %	
一人の訪問支援員が複数の障害児に支援した場合	93 %	
自己評価結果等未公表減算	85 %	新設
※令和7年4月1日から適用		
身体拘束廃止未実施減算	99 %	新設
虐待防止措置未実施減算	99 %	新設
業務継続計画未策定減算	99 %	新設
※令和7年4月1日から適用		
情報公表未報告減算	95 %	新設
特別地域加算	+15 %	
訪問支援員特別加算(Ⅰ)	850 単位	新設
※障害児支援の業務従事10年以上又は保育所等訪問支援等の業務従事5年以上		
訪問支援員特別加算(Ⅱ)	700 単位	新設
※障害児支援の業務従事5年以上10年未満又は保育所等訪問		

令和4年10月報酬単価

専門支援員が支援を行う場合	679 単位
児童発達支援管理責任者が基準に満たない場合	
4月目まで	70 %
5月目以降	50 %
通所支援計画未作成減算	
2月目まで	70 %
3月目以降	50 %
一人の訪問支援員が複数の障害児に支援した場合	93 %
身体拘束廃止未実施減算	-5 単位
特別地域加算	+15 %

支援等の業務従事3年以上5年未満		
初回加算	200 単位	
家族支援加算(Ⅰ) 月2回を限度		
居宅を訪問(所要時間1時間以上)	300 単位	新設
居宅を訪問(所要時間1時間未満)	200 単位	新設
事業所等で対面	100 単位	新設
オンライン	80 単位	新設
家族支援加算(Ⅱ) 月4回を限度		
事業所等で対面	80 単位	新設
オンライン	60 単位	新設
多職種連携支援加算(月1回を限度)	200 単位	新設
ケアニーズ対応加算	120 単位	新設
強度行動障害児支援加算	200 単位	新設
関係機関連携加算(月1回を限度)	150 単位	新設
利用者負担上限額管理加算	150 単位	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	12.9 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	0 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	11.8 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	9.6 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1)	10.9 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2)	10.7 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(3)	0 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(4)	0 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(5)	8.7 %	新設

初回加算		200 単位
家庭連携加算(月2回を限度)		
1時間未満		187 単位
1時間以上		280 単位
利用者負担上限額管理加算		
利用者負担上限額管理加算		150 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		8.1 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		5.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		3.3 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算		1.1 %
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算		2.0 %

福祉・介護職員処遇改善加算(V)(6)	0 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(7)	8.1 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(8)	9.8 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(9)	0.0 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(10)	6.1 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(11)	7.6 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(12)	0 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(13)	7.0 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(14)	5.0 %	新設

※令和6年6月1日から算定可能

※(V)については、令和7年3月31日まで算定可能

福祉・介護職員処遇改善加算(I)	8.1 %
福祉・介護職員処遇改善加算(II)	5.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(III)	3.3 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	1.1 %
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	2.0 %

※令和6年5月31日まで算定可能